

一般社団法人日本老年歯科医学会 老年歯科専門医制度施行細則

(令和元年6月5日改正)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 一般社団法人日本老年歯科医学会（以下「本会」という）専門医制度規則（以下「規則」という）に定めた事項以外については、この細則に基づき運営する。

第2条 本細則に定めるものの他、専門医認定等に関し必要な事項は別に定める。

第2章 認定研修

第3条 規則第6条第1項2)の研修カリキュラムは、次の項目のすべてとする。本会指導医（以下「指導医」という）は、研修状況を証明する。

- 1) 高齢化と社会
- 2) 老化と身体
- 3) 歯科訪問診療
- 4) 摂食嚥下リハビリテーション

2 やむを得ず、研修機関での研修が困難な項目については、認定制度委員会（以下「委員会」という）が指定する「専門医申請者研修」に代替することができる。

3 規則第7条2項及び3項に該当する申請者は、研修カリキュラムのすべての項目において「専門医申請者研修」を受講しなければならない。

第4条 規則第6条第1項3)の細目は、次に定める各号をすべて満たすものとする。

- 1) 本会主催学術大会への2回以上の参加
- 2) 本会主催・共催 研修（別表1の1・2)）への5回以上の参加
- 3) 「医療倫理」と「医療安全」と「救急救命」に係る研修会へのそれぞれ1回以上の参加
 - ① 1つあるいは2つの研修会で複数項目同時に修了しても構わない。
 - ② 2)の参加歴との重複は認められない。

第5条 規則第6条第1項4)の細目は、高齢者に必要とされる歯科医療に関する業績2件を満たすものとする。

2 前項の業績とは、下記3項目のいずれかとする。

- 1) 申請前10年間において「老年歯科医学」または「Gerodontology」掲載論文1編（筆頭著者、共著者は問わない）
- 2) 申請前5年間において「老年歯科医学」または「Gerodontology」以外の学術誌への掲載論文1編（筆頭著者、共著者は問わない）
- 3) 申請前5年間において日本老年歯科医学会 学術大会での発表歴2回（演者、共同演者は問わない）

第6条 規則第6条第1項5)に基づく診療実績は、高齢者に必要とされる歯科医療に関連する診療実績100例以上を一覧表として報告する。

2 前項に規定する診療実績一覧表については、指導医の証明を必要とする。

第7条 規則第6条第1項5)に基づく診療報告は、高齢者に必要とされる歯科医療に関連する申請前5年間の臨床経験のうち、次の項目のいずれか2つ以上に係る臨床経験等の担当例10例以上(すべて高齢者の特性に配慮した症例及び事例)を報告する。

- 1) 自立支援に繋がる歯科治療経験
 - 2) 摂食機能療法、言語聴覚療法等の口腔機能リハビリテーション
 - 3) 歯科保健指導及び予防処置(高齢者施設等で行った指導を含む)
 - 4) 全身管理経験(全身疾患に対する把握と対応)
 - 5) 通院困難者への歯科的対応(訪問診療・入院患者への口腔機能の維持向上など)
- 2 前項に規定する担当症例報告書については、指導医の証明を必要とする。

第3章 新規認定

(申請書類)

第8条 専門医資格の新規認定を申請する者は、次の各号に定める書類を委員会に提出しなければならない。

- 1) 専門医認定申請書(様式1)
 - 2) 履歴書(様式2)
 - 3) 本会認定医認定証(写)
 - 4) 歯科医師臨床研修修了登録証(写・必要な人)
 - 5) 本会会員歴証明書(様式3)
 - 6) 研修証明書及び研修機関在籍(職)証明書(様式4/研修機関に所属する申請者のもの)
 - 7) 専門医研修カリキュラム 研修実施チェック表(様式5)
指導医の署名または専門医申請者研修の「研修受講証明」を添付のこと
 - 8) 学術大会出席記録(必要な場合は様式6及び出席学会の参加証、受講記録あるいは修了証の写しを添付のこと)
 - 9) 研修出席記録(必要な場合は様式7及び出席学会の参加証、受講記録あるいは修了証の写しを添付のこと)
 - 10) 業績目録(別刷りまたは論文の写しを添付のこと)(様式8)
 - 11) 診療実績一覧表(様式9)
 - 12) 担当例報告書(様式10)
- 2 委員会は、必要に応じてその他の資料等の提出を求めることができる。

(審査)

第9条 申請書類の内容が認められた者は、規則第9条に定める認定試験を受験することができる。

第4章 更新認定

(更新認定 研修単位)

第10条 規則第12条に基づく専門医の資格更新に必要な研修単位(別表1)は70単位とする。

- 2 前項単位の必須要件として、本会主催及び共催研修に該当する研修(別表1の1)を30単位以上とし、本会学術大会への参加を2回以上含むこと。
- 3 認定期限の1年前より更新認定を受付ける。

(更新申請書類)

第13条 専門医の資格を更新しようとする者は、次の各号に定める該当する申請書類を提出しなければならない。

- 1) 専門医更新申請書(様式12)
- 2) 学術大会、研修会出席記録(必要な場合は様式13、14及び出席学会の参加証、受講記録あるいは修了証の写しを添付のこと)
- 3) 必要な場合は業績目録(様式15および業績となる論文あるいは抄録等の写しを添付のこと)
- 4) 認定証(本書)(更新認定後、新たな認定証を発行します)

第5章 申請料

第14条 審査料ならびに登録料は次の通りとする。

- 1) 申請審査料 10,000円
- 2) 登録料 10,000円
- 3) 更新審査料 30,000円

第6章 補則

第15条 この細則を改廃する場合は、委員会の発議により、規程委員会で協議のうえ、常任理事会の承認を得て、理事会に報告しなければならない。

附則

- 1 この細則は、平成23年6月16日から施行する。
- 2 この細則は、平成23年12月19日から施行する。
- 3 この細則は、平成24年12月19日から施行する。
- 4 この細則は、平成26年6月12日から施行する。
- 5 この細則は、平成26年12月11日から施行する。
- 6 この細則は、平成27年12月10日から施行する。
- 7 この細則は、平成28年6月17日から施行する。
- 8 この細則は、平成29年8月8日から施行する。
- 9 この細則は、平成30年6月21日から施行する。
- 10 この細則は、令和元年6月5日から施行する。